

監査報告書

2024年5月21日

学校法人 東京滋慶学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監事 朝氏純子 

監事 寺田宗功 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上



監査報告書

2023年5月22日

学校法人 東京滋慶学園

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監事 寺田宗功 
監事 朝武純子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監査報告書

2022年5月20日

学校法人 東京滋慶学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監事 寺田宗功 

監事 朝岡純子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監 査 報 告 書


2021年 5月 19日


学校法人 東京滋慶学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 東京 滋 慶 学 園

監 事 寺 田 宗 功 

監 事 朝 武 純 子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上

監査報告書

2020年7月2日

学校法人 東京滋慶学園

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監事 朝氏純子 
監事 寺田宗助 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監査報告書

2019年5月17日

学校法人 東京滋慶学園

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監 事 朝 岡 純 子 

監 事 青 田 宗 功 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上

監 査 報 告 書

平成30年5月18日

学校法人 東京滋慶学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監 事 寺田宗功 

監 事 朝岡純子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上

監査報告書

平成29年5月18日


学校法人 東京滋慶学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監事 寺田宗功 

監事 朝武純子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上